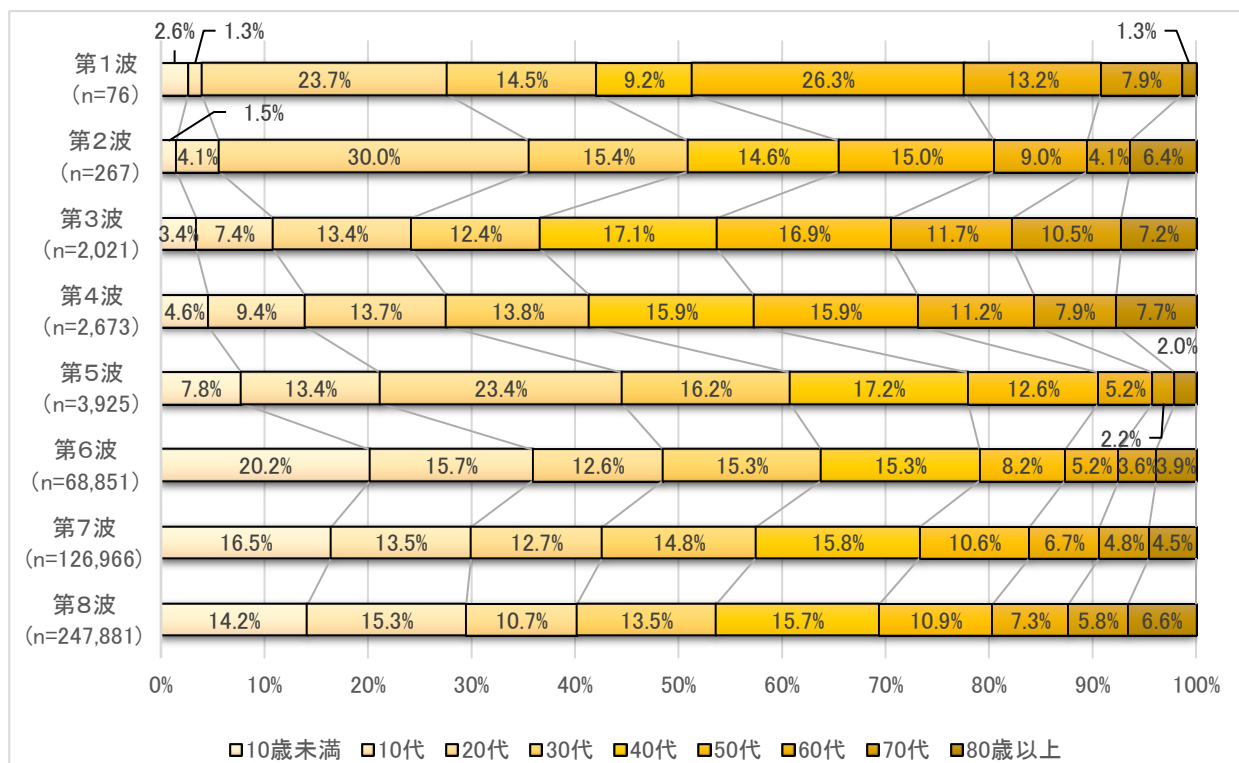
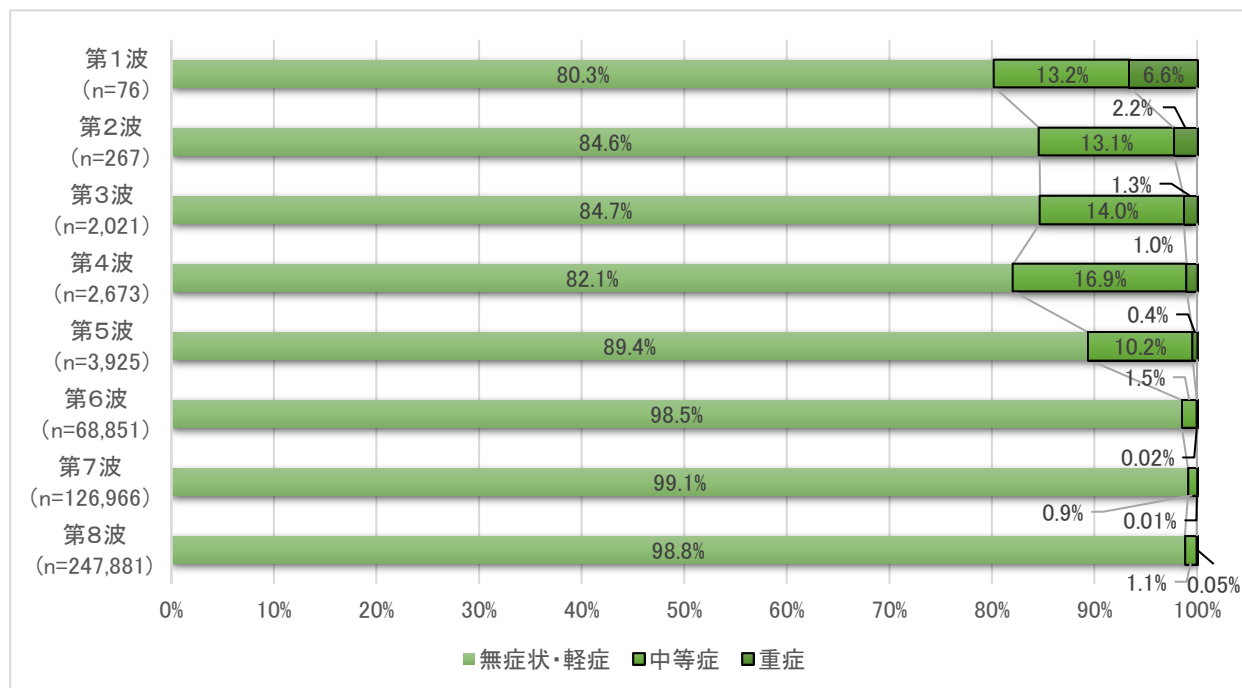


【参考1：陽性者の年代（割合）（第1波～8波）】



【参考2：重症度（割合）（第1波～8波）】



【参考3：長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート及び感染警戒レベル】

長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート及び感染警戒レベル

令和4年10月28日改正

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制」を維持することができるよう、県内の感染状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために医療アラート（以下「アラート」という。）及び感染警戒レベル（以下「レベル」という。）を運用する。
- 県は、以下の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、アラートの発出・解除やレベルの引上げ・引下げを行う。

2 医療アラート（全県）

【考え方】

- アラートは、全県の病床ひっ迫の状況を表すものとする。
- アラートの発出は、下表1を基準に行うことを原則としつつ、別表のモニタリング指標の状況も勘案し、総合的に判断して行うものとする。

【表1：医療アラートの発出基準】

アラート	確保病床使用率の目安
—	—
医療警報	入院者/確保病床数の割合＝25%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 [*] ＝20%以上
医療特別警報	入院者/確保病床数の割合＝35%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 [*] ＝30%以上
医療非常事態宣言	入院者/確保病床数の割合＝50%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 [*] ＝40%以上

※ 確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合

【医療アラートの解除について】

- ①アラートを発出した日から起算して10日間以上経過し、②確保病床使用率の目安が発出基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷（病床ひっ迫の状況）が軽減されると認められる場合はアラートを解除することを原則とする。
- なお、療養者数の減少傾向が継続し、確保病床使用率が目安を下回っている場合にあっては、重症者/確保病床数の割合が目安を上回っている場合であっても医療提供体制の状況を総合的に勘案しアラートを解除することができるものとする。

3 圏域の感染警戒レベル

【考え方】

- レベルは、圏域の感染状況（外来ひっ迫の状況）を表すものとする。
- 圏域（広域圏単位）のレベルの引上げは、下表2を基準に行うことを原則としつつ、新規陽性者数の増減の傾向等も勘案し、総合的に判断して行うものとする。
- ただし、入院を必要としない軽症等であっても陽性者の絶対数が著しく多くなり、新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関における外来診療のひっ迫や医療現場における人材不足等の状況が生じるおそれがある場合には、下表2に関わらずレベル引上げを行うことができるものとする。
- 政府から本県を対象としたまん延防止等重点措置が公示され、知事が特定の区域に指定した市町村についてはレベル6とする。
- 政府から本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

【表2：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	直近1週間の新規陽性者数の目安
小康期	—
3 (注意)	人口10万人当たり150.0人以上
4 (警戒)	人口10万人当たり300.0人以上
5 (最大警戒)	人口10万人当たり450.0人以上
6 (危険)	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合) (緊急事態宣言が発出された場合)

【感染警戒レベルの引下げについて】

- ①レベルを引き上げた日から起算して10日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が目安を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げを原則とする。
- レベル6からの引下げについては、まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の期間が終了した場合に行うものとする。

《参考》 対策の目安

(あくまでも目安であり、その時々での感染状況や重症化割合等に応じて必要な対策を講じるため、実際の対策と異なる場合がある)

【表3：医療アラートに応じた医療提供体制（病床ひっ迫）の状況と対策の目安】

アラート	状況	対策
医療警報	医療提供体制への負荷が拡大している	病床ひっ迫状況の周知
医療特別警報	医療提供体制のひっ迫が見込まれる	医療機関への早期転院・退院の促進 宿泊療養施設における入所基準の切替え 高齢者施設等における感染拡大防止の徹底
医療非常事態宣言	医療提供体制のひっ迫が懸念される	緊急的対応病床の稼働検討

【表4：感染警戒レベルに応じた感染（外来ひっ迫）状況と対策の目安】

レベル	状況	対策・呼びかけ
小康期	陽性者の発生が比較的落ち着いている	各々の状況に応じた感染防止対策を講じること
3 (注意)	感染拡大に警戒が必要	基本的な感染防止対策（マスク着用、手指消毒、密集・密接・密閉のいずれも回避すること）を徹底すること
4 (警戒)	感染が拡大している	重症化リスクの高い方は感染リスクが高い場面・場所では十分注意すること/事業者等はガイドラインの遵守を徹底すること 等
5 (最大警戒)	感染が顕著に拡大している	重症化リスクの高い方は感染リスクが高い場面・場所を避けること/事業所等ではリモートワークの活用など感染拡大防止対策を徹底すること/十分な対策が困難なイベントについては内容等の再検討などを行うこと 等
レベル6 《まん延防止等重点措置》 【特措法に基づく】	特定の区域において県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある	感染の状況や国の基本的対処方針を踏まえた対策を実施
全圏域 レベル6 《緊急事態宣言》 【特措法に基づく】	県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある	

※ 医療アラート発出時には、当該レベル相当以上の呼びかけと病床関連対策を行うことができる。

【別表：常にモニタリングする指標】

モニタリング指標
新規陽性者数及び新規陽性者数の今週先週比
高齢者新規陽性者数及び高齢者新規陽性者数の今週先週比
入院者数／確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)
重症者数／重症者用確保病床数の割合 (重症者用確保病床に入院している重症者の数を重症者用確保病床数で除して得た割合)
確保病床外の入院者数
入院率 (入院者数を療養者数で除して得た割合)
人口 10 万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
療養者数
重症者数
中等症者数

【参考4：医療アラート等の発出文】

全県に「医療警報」を発出します

令和4年10月20日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

7月以降の新型コロナの第7波において、本県の確保病床使用率は68.1%（8月21日）まで上昇したものの、その後低下傾向となったことから、10月4日には、「医療警報」を解除したところです。

しかし、新規陽性者数は再び増加傾向となっており、高齢者施設における集団感染の発生などにより入院を必要とする方も増加し、昨日時点の確保病床使用率は28.4%（151床/531床）と、3日続けて医療警報発出の基準である25%以上となっています。また、確保病床以外にも74の方が入院されており、医療への負荷が再びかかり始めています。

特に、今冬においては、第7波を上回る新型コロナウイルス感染症の新規陽性者の発生や、季節性インフルエンザとの同時流行による医療のひっ迫が懸念されていることから、医療への負荷をできるだけ軽減することが極めて重要です。

このため、全県に「医療警報」を発出し、県としての対策を強化するとともに、改めて県民の皆様等へ基本的な感染対策の徹底などを呼びかけます。

2 目標

医療特別警報（確保病床使用率35%以上）の発出を回避し、確保病床使用率25%を安定的に下回ることを目指す

3 圏域の感染警戒レベル

医療警報の発出に伴い、木曾圏域を除く次の9圏域の感染警戒レベルを4に引き上げます。

佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、上伊那圏域、南信州圏域、
松本圏域、北アルプス圏域、長野圏域、北信圏域

4 県としての対策

(1) ワクチン接種の促進

オミクロン株対応ワクチンは、従来ワクチンを上回る効果が期待されています。

多くの方が早期に接種できるよう、県接種会場の10広域12か所への設置や市町村会場への医療従事者の派遣などにより、市町村とともに接種促進に取り組みます。

また、季節性インフルエンザワクチンについては、接種を希望される方に対する早期接種等と呼びかけます。

(2) 自己検査及び軽症者登録センターの利用促進

重症化リスクが低く、軽症の方に対し、検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査を推奨します。また、自己検査で陽性となった中学生～64歳の方については、軽症者登録センターの積極的利用を推奨します。

(3) 高齢者施設等^{※1}の従事者等^{※2}に対する検査の実施

高齢者施設等における集団感染が増加傾向にあることから、県から配布した検査キットの活用や、感染警戒レベル4以上の圏域における高齢者施設等が行う検査の実施に対する費用補助を通じ、有症状の場合の検査、ハイリスクな行動をとった場合の予防的な検査、濃厚接触者である代替困難な従事者の出勤前の陰性確認検査、新規入所者に対する検査など、高齢者等を守るための積極的な検査実施を推奨します。

※1 高齢者施設、障がい者施設、救護施設及び授産施設

※2 当該施設の従業員、施設に出入りする委託業者従業員、入所施設における新規入所者

(4) 更なる感染拡大への備え

更なる感染拡大に備え、今夏を上回る発熱患者の発生にも対処できるよう保健医療体制の整備を進めるとともに、県独自の感染警戒レベル等については、第7波におけるこれまでの実態を踏まえて見直します。

5 県民の皆様等へのお願い

(1) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、別紙「新型コロナ第7波の感染再拡大を踏まえた県民の皆様へのお願い」に沿った行動をお願いします。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。

新型コロナ第7波の感染再拡大を踏まえた県民の皆様へのお願い (医療警報発出中)

令和4年10月20日 長野県知事 阿部 守一

この冬は、第7波を上回る感染拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることから、感染者数や入院者数をできる限り抑制していかなければなりません。社会経済活動と感染拡大防止を最大限両立させるためにも、全ての県民（滞在者を含む。）、事業者の皆様、次のことについてご協力をお願いします。

なお、県としては医療関係者や市町村等のご協力のもと、医療検査体制の整備やワクチン接種の推進など、命と健康を守るための取組を一層強化してまいります。

1 「感染しない。感染させない。」ことを心がけてください

(1) 重症化リスクが高い方等は十分注意

- 入院患者のほとんどがご高齢の方であることから、重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦など。）及びその同居者・身近で接する方は、マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所では十分注意してください。

(2) 基本的な感染防止対策の徹底

- 屋内と屋外であっても近距離（2m以内程度）で人と会話するときは、不織布マスクを着用してください。
- 手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、三密の回避は継続してお願いします。特に、今後、寒さが本格化していきますが、職場や店舗、公共施設等の屋内や自家用車内などでは、機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲での常時窓開けによる換気を実施してください。

(3) 体調に異変を感じた場合等の対応

- 重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方など。）、子どもや妊娠している方は、診療・検査医療機関等[※]へ相談の上、速やかに受診してください。

※ かかりつけ医等身近な医療機関や診療・検査医療機関

- 重症化リスクが低く、軽症の方は、できるだけ検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査をお願いします。なお、自己検査で陽性になった中学生～64歳の方は、医療機関を受診せずに自宅療養[※]していただくことができますので、医療機関の負担軽減のためにも軽症者登録センターのオンライン登録を積極的に利用してください。

※ 療養期間終了後も2～3日間は感染リスクが残存することから、高齢者等ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける、マスクの着用など自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。



診療・検査
医療機関



軽症者登録
センター



自宅療養の
ご案内とお願い

- 発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いいたします。
- 発熱等の症状がある場合は、体調悪化を防ぎ感染拡大を防ぐためにも、出勤、外出等の人との接触（受診を除く。）は控えてください。また、新型コロナは、無症状でも他者に感染させてしまうリスクがあるため、体調の異変がいったんおさまった場合でも、混雑した場所への外出やマスクなしでの会話など、リスクの高い行動は控えてください。

(4) ワクチン接種の検討

① 新型コロナウイルスワクチン

- 2回目以上の接種が済んでいる12歳以上のすべての方を対象とした、オミクロン株対応のワクチン接種が始まっています。接種間隔についても5ヵ月から3ヵ月に短縮されます。オミクロン株に対して今までのワクチンを上回る効果がありますので、「新しい年を安心して迎える」ために、速やかな接種をご検討ください。



② 季節性インフルエンザワクチン

- 季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていますので、季節性インフルエンザワクチンの定期接種の対象の方*は、ご自身の重症化を予防するために、市町村からのご案内をご確認の上、希望される方は、早目の接種をお願いします。

※ 65歳以上の方、60～65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器に疾患をお持ちの方等。定期接種についてご不明な点は、お住いの市町村にお問い合わせください。

- 定期接種の対象外の方は、医療現場の負担軽減のためにも、この機会に接種の検討をお願いします。

[季節性インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンは、接種間隔を開けずに接種できます。]

2 状況に応じた「メリハリのある行動」を心がけてください

(1) マスク着用

場面に応じて適切に着用してください。屋外で近距離での会話をしない時は必ずしも着用していただく必要はありません。

(2) 会食

「新たな会食のすゝめ」を確認してください。「信州の安心なお店」等感染対策をとっているお店を選び、マスク会食や黙食を徹底し、大声での会話や長時間の利用を控えるなど、対策を講じながらお楽しみください。



(3) 旅行

「新たな旅のすゝめ」を確認してください。感染リスクが高い行動はできるだけ控え、訪問先の都道府県等からの呼びかけに注意して行動してください。また、ワクチン接種や検査の活用により、安心なご旅行をお楽しみください。



全県に医療警報を発出します

- 新規陽性者数が再び増加しています。
- 入院を必要とする方が増加し、確保病床使用率が25%以上となっています。
- 今年の冬は、第7波を上回る新型コロナウイルスの感染拡大や季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されます。

1 重症化リスクが高い方※等は十分に注意してください。

※65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦など

2 寒さが本格化していきますが、機械換気による常時換気や、室温が下がらない範囲での常時窓開けによる換気をしてください。

3 症状がある場合(発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など)は、出勤、外出等の人との接触(受診を除く。)を控えてください。

4 発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で検査キットや解熱鎮痛剤等を購入していただくようお願いします。

5 重症化リスクが低く軽症の方は、できるだけ自己検査をお願いします。陽性となった場合は、軽症者登録センターのオンライン登録を積極的に利用してください。

6 オミクロン株対応のワクチンは、オミクロン株に対して今までのワクチンを上回る効果がありますので、速やかな接種をご検討ください。

新型コロナウイルス感染症に関わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。

全県に「医療特別警報」を発出します

令和4年11月4日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

10月中旬以降の感染再拡大による確保病床使用率の上昇を受け、10月20日に「医療警報」を発出し、医療への負荷を軽減するための取組を進めてきました。

しかし、夏場の爆発的な感染拡大をもたらしたオミクロン株B A. 5系統による感染の再拡大は収まる気配を見せず、昨日時点の確保病床使用率は38.8%まで上昇しているほか、確保病床以外にも95の方が入院されており、医療提供体制のひっ迫が懸念される状況となっています。

今冬において懸念されている、第7波を上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行に備えるためには、今ここでこれ以上の感染拡大を食い止め、新型コロナにより真に入院が必要な方が適切な治療を受けることができるよう、医療への負荷をこれ以上増大させないことが極めて重要です。

このため、全県に「医療特別警報」を発出し、県としての対策を強化するとともに、改めて県民の皆様等へ基本的な感染対策の徹底などを呼びかけます。

2 目標

医療非常事態宣言（確保病床使用率50%以上）の発出を回避し、確保病床使用率35%を安定的に下回ることを目指す

3 県としての対策

(1) ワクチン接種の促進

オミクロン株対応ワクチンは、従来ワクチンを上回る効果が期待されています。

多くの方が早期に接種できるよう、県接種会場の10広域12か所への設置や市町村会場への医療従事者の派遣に加え、高齢者施設等への巡回接種などにより、市町村とともに接種促進に取り組めます。

(2) 確保病床の効率的な運用

療養解除基準どおりの転院・退院、症状の悪化がみられない入院患者の宿泊療養施設や自宅への療養場所変更についての医療機関への協力要請、後方支援医療機関のさらなる拡充の要請を実施し、早期転院・退院の促進による確保病床の効率的な運用を図ります。

(3) 高齢者施設等^{*1}における感染拡大防止

- 高齢者施設等の利用者または従事者ご本人に発熱等の症状がある場合は、施設の利用・従事を控えることを周知するよう高齢者施設等の管理者に要請します。
- 配布した検査キットや感染警戒レベル4以上の圏域の高齢者施設等が行う利用者または従事者等^{*2}を対象とした検査への補助の活用を改めて周知し、予防的な検査、従事者の出勤前の陰性確認検査、新規入所者に対する検査の実施を促進します。

- 第6波における初期対応や感染対策をまとめた県独自の研修動画配信により、高齢者施設内の感染防止対策の質的向上を促進します。
- 保健所の指導による感染防止の初期対策を周知徹底するとともに、集団感染が発生した際は、保健所との連携によるクラスター対策チームや感染管理認定看護師等を必要に応じて派遣します。

※1 高齢者施設、障がい者施設、救護施設及び授産施設

2 当該施設の従業員、施設に出入りする委託業者従業員、入所施設における新規入所者

(4) 宿泊療養施設の適切な運用

宿泊療養施設については、重症化リスクが高い方や、同居者への感染を避けなければならない方等が入所しているところですが、その中でも重症化リスクの高い方を優先するよう運用します。

4 県民の皆様等へのお願い

- (1) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、「感染警戒レベル5の発出に伴うお願い」に沿った行動をお願いします。
- (2) 感染力が強く、重症化しにくいオミクロン株B A. 5系統への置き換わりに伴い、感染警戒レベル5であっても、営業時間短縮のような強い制限を伴う要請は行っていません。事業所等におかれては、過度に行動を控えるような対策をとることがないようご配慮をお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。

8圏域の感染警戒レベルを5に引き上げます

令和4年11月4日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

直近1週間（10月28日～11月3日）の新規陽性者数は、下表のとおりであり、佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、南信州圏域、松本圏域、北アルプス圏域、長野圏域及び北信圏域の状況は、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域のレベルを5に引き上げる目安となる基準（人口10万人当たり450.0人以上）に該当しており、感染が顕著に拡大していると認められます。また、地域によっては、当日の来院を断らざるを得ない状況となるなど、外来診療のひっ迫が見られ始めています。

このため、これら8圏域の感染警戒レベルを4（警戒）から5（最大警戒）に引き上げます。

【県内の感染警戒レベル等の状況】

レベル	圏域【直近1週間の新規陽性者数（人口10万人当たり）】
5 （最大警戒）	佐久【1,237人（605.13人）】、 <u>上田【1,147人（591.54人）】</u> 、 <u>諏訪【1,066人（549.94人）】</u> 、 <u>南信州【1,062人（683.63人）】</u> 、 <u>松本【2,762人（651.92人）】</u> 、 <u>北アルプス【317人（563.73人）】</u> 、 <u>長野【2,777人（521.30人）】</u> 、 <u>北信【427人（517.30人）】</u>
4 （警戒）	上伊那【718人（399.12人）】、木曾【43人（168.78人）】

2 県民・事業者の皆様へのお願い

全県に「医療特別警報」を発出中です。

現在、全国的に新規陽性者数が増加傾向にありますが、本県の直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数（10月28日～11月3日、公表日ベース）は540.57人と、全国の277.97人を大幅に上回っており、都道府県別では多い方から3番目となっています。

県民及び事業者の皆様におかれましては、社会経済活動と感染拡大防止を最大限両立させるため、別紙「感染警戒レベル5の発出に伴うお願い」に沿った対応をお願いします。

感染警戒レベル5の発出に伴うお願い

このお願いは、「医療特別警報」発出中であることから、全県に適用します。

令和4年11月4日 長野県知事 阿部 守一

感染の再拡大に歯止めがかかりません。さらに、この冬は、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることから、感染者数や入院者数をできる限り抑制していかねばなりません。

社会経済活動と感染拡大防止を最大限両立させるためにも、全ての県民（滞在者を含む。）、事業者の皆様、次のことについてご協力をお願いします。

なお、県としては医療関係者や市町村等のご協力のもと、医療検査体制の整備やワクチン接種の推進など、命と健康を守るための取組を一層強化してまいります。

1 「感染しない。感染させない。」ことを心がけてください

(1) 重症化リスクが高い方等は最大限の警戒を

- 重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦など。）及びその同居者・身近で接する方は、新型コロナウイルスを最大限警戒してください。マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所を最大限避けてください。

(2) 上記(1)以外の方は基本的な感染防止対策の徹底を

- 屋内と屋外であっても近距離（2m以内程度）で人と会話するときは、不織布マスクを着用してください。
- 手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、三密の回避などの基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。特に、今後、寒さが本格化していきますが、職場や店舗、公共施設等の屋内や自家用車内などでは、機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲での常時窓開けによる換気を実施してください。

(3) ワクチン接種の検討を

① 新型コロナウイルスワクチン

- 2回目以上の接種が済んでいる12歳以上のすべての方を対象とした、オミクロン株対応のワクチン接種が始まっています。接種間隔についても5ヵ月から3ヵ月に短縮されました。オミクロン株に対して今までのワクチンを上回る効果がありますので、「新しい年を安心して迎える」ために、速やかな接種を積極的にご検討ください。
- 特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方等には、接種を強く推奨します。



ワクチン
県接種会場

② 季節性インフルエンザワクチン

- 季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていますので、季節性インフルエンザワクチンの定期接種の対象の方*は、ご自身の重症化を予防するため

に、市町村からのご案内をご確認の上、希望される方は、早目の接種をお願いします。

※ 65歳以上の方、60～65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器に疾患をお持ちの方等。定期接種についてご不明な点は、お住いの市町村にお問い合わせください。

- 定期接種の対象外の方は、医療現場の負担軽減のためにも、この機会に接種の検討をお願いします。

[季節性インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンは、接種間隔を開けずに接種できます。]

2 状況に応じた「メリハリのある行動」を心がけてください

○ マスク着用

場面に応じて適切に着用してください。屋外で近距離での会話をしない時は必ずしも着用していただく必要はありません。

○ 会食

「新たな会食のすゝめ」を確認してください。「信州の安心なお店」等感染対策をとっているお店を選び、マスク会食や黙食を徹底し、大声での会話や長時間の利用を控えるなど、対策を講じながらお楽しみください。



会食のすゝめ

○ 旅行

「新たな旅のすゝめ」を確認してください。感染リスクが高い行動はできるだけ控え、訪問先の都道府県等からの呼びかけに注意して行動してください。また、ワクチン接種や検査の活用により、安心なご旅行をお楽しみください。



旅のすゝめ

3 体調に異変を感じたら次のように対応してください

- 重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方など）、子どもや妊娠している方は、診療・検査医療機関等[※]へ相談の上、速やかに受診してください。

※ かかりつけ医等身近な医療機関や診療・検査医療機関

- 重症化リスクが低く、軽症の方は、できるだけ検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査をお願いします。

なお、自己検査で陽性になった中学生～64歳の方は、医療機関を受診せずに自宅療養[※]していただくことができますので、必ず軽症者登録センターにオンライン登録していただくようお願いします。ご登録いただくことにより、健康観察センターでの相談対応や物資の支援等を受けることができます。

※ 療養期間終了後も2～3日間は感染リスクが残存することから、高齢者等ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける、マスクの着用など自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

- 発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いします。



診療・検査医療機関



軽症者登録センター



自宅療養のご案内

- 発熱等の症状がある場合は、体調悪化を防ぎ感染拡大を防ぐためにも、出勤、外出等の人との接触（受診を除く。）は控えてください。また、新型コロナは、無症状でも他者に感染させてしまうリスクがあるため、体調の異変がいったんおさまった場合でも、混雑した場所への外出やマスクなしでの会話など、リスクの高い行動は控えてください。

感染警戒レベル5の発出に伴うお願い

（「医療特別警報」発出中であることから、全県に適用します。）

「感染しない。感染させない。」ことを心がけてください

○重症化リスクが高い方等は最大限の警戒を

重症化リスクが高い方※ 及びその同居者・身近で接する方は、新型コロナウイルスを最大限警戒してください。マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所を最大限避けてください。

※65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦など

○ワクチン接種の検討を

特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方等には、接種を強く推奨します。

体調に異変を感じたら次のように対応してください

・重症化リスクが高い方、子どもや妊娠している方は、診療・検査医療機関等へ相談の上、速やかに受診してください。

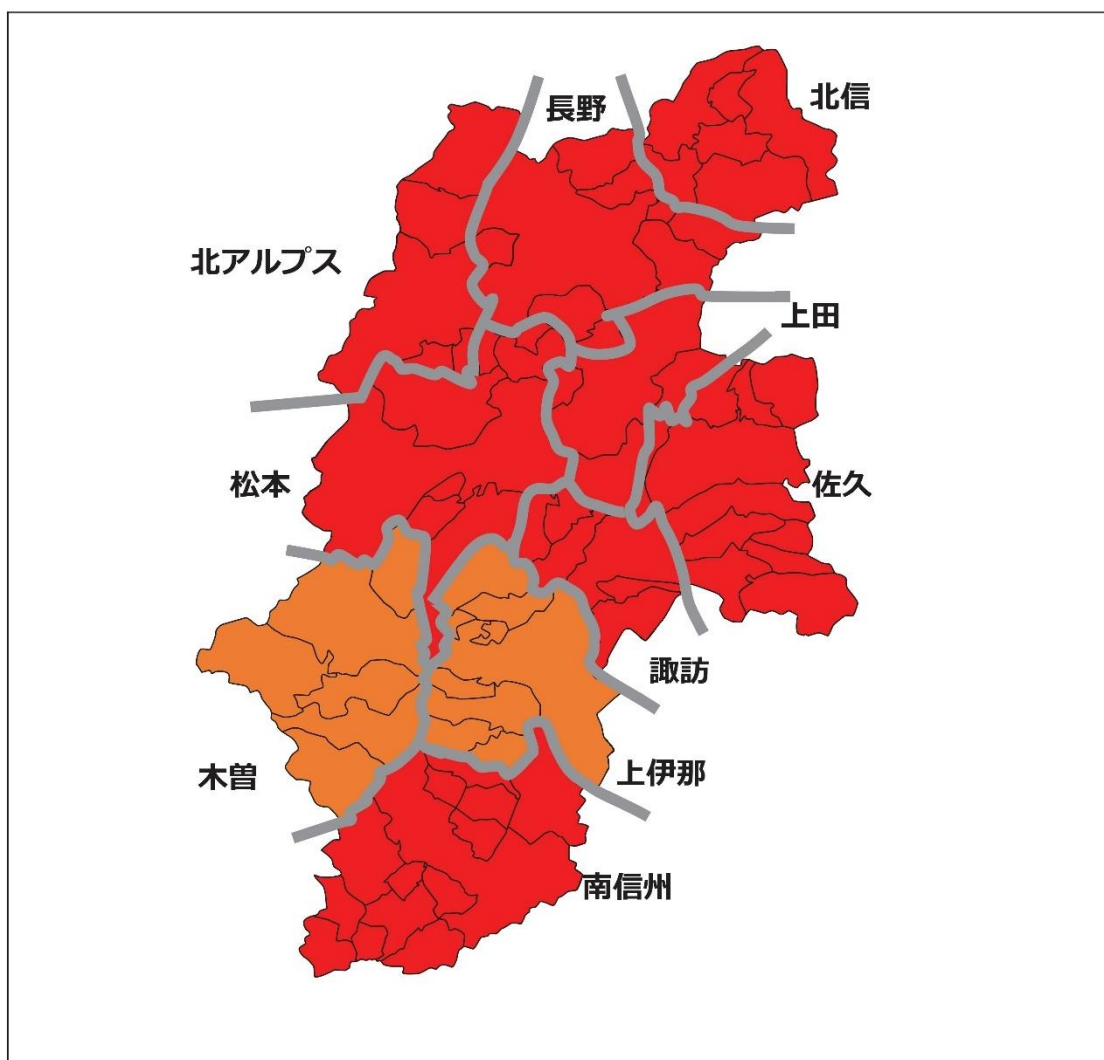
・重症化リスクが低く、軽症の方は、できるだけ検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査をお願いします。

・発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いいたします。

(参考)

県内の感染警戒レベル (R4.11.4 現在)

感染警戒レベル5の圏域	8 圏域	<u>佐久圏域</u> 、 <u>上田圏域</u> 、 <u>諏訪圏域</u> 、 <u>南信州圏域</u> 、 <u>松本圏域</u> 、 <u>北アルプス圏域</u> 、 <u>長野圏域</u> 、 <u>北信圏域</u>
感染警戒レベル4の圏域	2 圏域	上伊那圏域、木曽圏域



全県に「医療非常事態宣言」を発出します

令和4年11月14日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

新型コロナウイルス感染症患者のための確保病床使用率は、昨日時点で 56.9% (302 床/531 床) と 50%を超えており、医療への負荷が増大しています。例年、冬場は心筋梗塞や脳卒中の患者が増える傾向にあり、今後、感染拡大がさらに継続した場合、医療スタッフの感染等による人手不足も深刻化し、手術の延期や救急搬送に時間を要する事例の発生など、県民の皆様の生活に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、現時点で感染性や重症度等は明らかにされていませんが、オミクロン株の新たな亜系統である「BQ.1.1」や「XBB」などが県内でも確認されており、今後の置き換わりが懸念されます。

さらに、今冬は、季節性インフルエンザとの同時流行にも備える必要があります。

県民の皆様の命を守り、社会経済活動をできるだけ維持するためには、県民の皆様と認識を共有し、一丸となって、現下の感染拡大と医療への負荷をできるだけ抑制する必要があります。

このため、全県に県独自の「医療非常事態宣言」を発出し、医療関係者や市町村等のご協力をいただきながら、医療検査体制の整備やワクチン接種の促進などに全力で取り組みます。また、県民の皆様等へ基本的な感染対策の徹底などを強く呼びかける一方、社会経済活動については、当面できるだけ維持します。

なお、感染拡大に歯止めがかからず、確保病床使用率が過去の最大値を超えるなど医療のひっ迫が深刻になった場合には、県民の皆様に対して行動を一定程度制限するよう要請することも視野に入れざるを得なくなります。こうした事態を回避するためにも、各種対策や県からのお願いに対するご理解ご協力をお願いいたします。

2 目標

- (1) 確保病床使用率：過去の最大値 (68.1% : R4.8.21) 以下でピークアウトさせる
- (2) 外来診療と救急医療：真に対応が必要な方に対する受診機会等を確保する

3 県としての対策

(1) 病床使用率の抑制

① ワクチン接種の促進

オミクロン株対応ワクチンは、従来ワクチンを上回る効果が期待されています。

多くの方が早期に接種できるよう、11・12月に全県で約 118 万回分の接種枠を確保し、年末までに既接種者 17 万人 (10 月末現在) と合わせて全接種対象者約 167 万人 (2 回目接種済の 12 歳以上のすべての方) の 8 割の方が接種できる体制で接種を推進します。

10 広域 12 か所に設置した県接種会場においても、企業・団体等からの団体接種の受入

れや市町村会場への医療従事者の派遣に加え、高齢者施設等への巡回接種、ワクチンキャラバンなどにより、市町村とともに接種を加速化します。

なお、オミクロン株対応ワクチンは初回（1・2回目）接種が完了していないと接種できません。初回接種が未接種の方（約20万人）が接種を受けられるよう引き続き接種体制を維持するとともに、接種の呼びかけを行っていきます。

② 病床の臨時的拡充要請

すでにコロナ対応病床を確保している医療機関に対して、一般医療に過度な影響を及ぼさない範囲において、受入病床の一時的な拡充検討を要請します。

③ 確保病床の効率的な運用

- 療養解除基準どおりの転院・退院、症状の悪化がみられない入院患者の宿泊療養施設や自宅への療養場所変更についての医療機関への協力要請、後方支援医療機関のさらなる拡充の要請を実施し、早期転院・退院の促進による確保病床の効率的な運用を図ります。
- 入院中の方が陽性となった場合には、できる限り院内で療養していただくよう医療機関に要請します。また、院内療養を促進するため、保健所等による支援を実施します。

④ 高齢者施設等^{※1}における感染拡大防止

- 高齢者施設等の利用者または従事者ご本人はもとより、同居のご家族に発熱等の症状がある場合は、施設の利用・従事を控えることを周知するよう高齢者施設等の管理者に要請します。
- すでに配布済みの検査キットや、来週から配布を開始する予定の約73万個のキットを活用し、従事者に対する週2回以上の予防的検査及び新規入所者に対する検査などの実施を推奨します。なお、高齢者施設等が行う利用者または従事者等^{※2}を対象とした検査については、県において全額補助することを改めて周知します。
- 入所中の方が陽性となった場合には、できる限り施設内で療養していただくよう高齢者施設等に要請します。また、高齢者施設等における経口抗ウイルス薬の早期投与の促進等により、施設内療養への対応力強化を図ります。さらに、保健所等の福祉施設等支援チームによる相談や助言等により、施設内における療養を県として支援します。
- 需要拡大時に直ちに供給できるよう、経口抗ウイルス薬の必要量の確保を、卸組合及び薬剤師会に対し要請します。
- 保健所の指導による感染防止の初期対策を周知徹底するとともに、集団感染が発生した際は、保健所との連携によるクラスター対策チームや感染管理認定看護師等を必要に応じて派遣します。

※1 高齢者施設、障がい者施設、救護施設及び授産施設

※2 当該施設の従業員、施設に出入りする委託業者従業員、入所施設における新規入所者

⑤ 宿泊療養施設の適切な運用

宿泊療養施設については、重症化リスクが高い方や、同居者への感染を避けなければならない方等が入所しているところですが、その中でも重症化リスクの高い方を優先する運用を継続します。

(2) 外来診療の負担軽減

① 自宅での健康観察の検討依頼

中学生から 64 歳までの方のうち重症化リスクが低く軽症※の方に対しては、自己検査の実施、軽症者登録センターの利用、あらかじめ準備した解熱鎮痛薬等の服用による自宅療養を依頼します。

※ 水が飲めない、ぐったりして動けない、呼吸が苦しい、乳幼児で顔色が悪い等、症状が重い場合は速やかな医療機関への相談を求めます。

② 診療能力を増やすための取組の実施

医療機関へ診療・検査医療機関への登録、診療日や時間の拡大を依頼します。また、年末年始に発熱患者を受け入れる医療機関に対する協力金の支給を検討します。

③ 軽症者登録センターの拡充

自己検査で陽性となった方の速やかな自宅療養の開始をより一層促進するため、軽症者登録センターを拡充します。

④ 受診・相談センターの拡充

増加している有症状者からの相談に対応するため、受診・相談センターを拡充します。

⑤ 健康観察センターの拡充

増加する自宅療養者への生活物資の配送や症状悪化時の相談に対応するため、健康観察センターを拡充します。

⑥ 学校・保育所等における感染防止対策の徹底

県立学校における感染防止対策を改めて徹底するとともに、市町村立学校、私立学校、市町村等に対しても、学校・保育所等における感染防止対策の徹底を依頼します。

⑦ 事業所等への要請

陰性証明等（陽性者や濃厚接触者が職場や学校等に復帰する際、または新たに療養を開始する際に、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書）を従業員等に求めることがないよう事業所等へ要請します。

4 県民の皆様等へのお願い

(1) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、「感染警戒レベル5の発出に伴うお願い」に沿った行動をお願いします。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。

感染警戒レベル5の発出に伴うお願い

このお願いは、「医療非常事態宣言」発出中であることから、全県に適用します。

令和4年11月4日 長野県知事 阿部 守一
(令和4年11月14日 一部改定)

感染の再拡大に歯止めがかかりません。さらに、この冬は、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることから、感染者数や入院者数をできる限り抑制していかねばなりません。

社会経済活動と感染拡大防止を最大限両立させるためにも、全ての県民（滞在者を含む。）、事業者の皆様は、次のことについてご協力をお願いします。

なお、県としては医療関係者や市町村等のご協力のもと、医療検査体制の整備やワクチン接種の推進など、命と健康を守るための取組を一層強化してまいります。

1 「感染しない。感染させない。」ことを心がけてください

(1) 重症化リスクが高い方等は最大限の警戒を

- 重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦など。）及びその同居者・身近で接する方は、新型コロナウイルスを最大限警戒してください。マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所を最大限避けてください。

(2) 上記（1）以外の方は基本的な感染防止対策の徹底を

- 屋内と屋外であっても近距離（2m以内程度）で人と会話するときは、不織布マスクを着用してください。
- 手洗い・手指消毒の徹底、換気の徹底、三密の回避などの基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。特に、今後、寒さが本格化していきますが、職場や店舗、公共施設等の屋内や自家用車内などでは、機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲での常時窓開けによる換気を実施してください。

(3) 事業者の皆様も感染防止対策にご協力を

- 事業所においては、休みやすい環境づくりやリモートワークの活用など、感染拡大防止にご協力をお願いします。また、会議や研修等で可能なものはオンラインの活用をお願いします。
- イベントの開催にあたっては、人と人との間隔の確保、屋内での換気、飲食を伴う場合は飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策を行うことなどの感染対策を改めて徹底してください。

(4) ワクチン接種の検討を

① 新型コロナウイルスワクチン

- 2回目以上の接種が済んでいる12歳以上のすべての方を対象とした、オミクロン株対応のワクチン接種が始まっています。接種間隔について



も5ヵ月から3ヵ月に短縮されました。オミクロン株に対して今までのワクチンを上回る効果がありますので、「新しい年を安心して迎える」ために、速やかな接種を積極的にご検討ください。

- 特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方等には、接種を強く推奨します。

② 季節性インフルエンザワクチン

- 季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていますので、季節性インフルエンザワクチンの定期接種の対象の方^{*}は、ご自身の重症化を予防するために、市町村からのご案内をご確認の上、希望される方は、早目の接種をお願いします。

※ 65歳以上の方、60～65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器に疾患をお持ちの方等。定期接種についてご不明な点は、お住いの市町村にお問い合わせください。

- 定期接種の対象外の方は、医療現場の負担軽減のためにも、この機会に接種の検討をお願いします。

[季節性インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンは、接種間隔を開けずに接種できます。]

2 状況に応じた「メリハリのある行動」を心がけてください

○ マスク着用

場面に応じて適切に着用してください。屋外で近距離での会話をしない時は必ずしも着用していただく必要はありません。

○ 会食

「新たな会食のすゝめ」を確認してください。「信州の安心なお店」等感染対策をとっているお店を選び、マスク会食や黙食を徹底し、大声での会話や長時間の利用を控えるなど、対策を講じながらお楽しみください。



会食のすゝめ

○ 旅行

「新たな旅のすゝめ」を確認してください。感染リスクが高い行動はできるだけ控え、訪問先の都道府県等からの呼びかけに注意して行動してください。また、ワクチン接種や検査の活用により、安心なご旅行をお楽しみください。



旅のすゝめ

3 体調に異変を感じたら次のように対応してください

- 重症化リスクが高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方など）、子どもや妊娠している方は、診療・検査医療機関等^{*}へ相談の上、速やかに受診してください。

※ かかりつけ医等身近な医療機関や診療・検査医療機関

- 重症化リスクが低く、軽症の方は、できるだけ検査キット（薬事承認された抗原定性検査キット）による自己検査をお願いします。



診療・検査医療機関

なお、自己検査で陽性になった中学生～64歳の方は、医療機関を受診せずに自宅療養^{*}していただくことができますので、必ず軽症者登録センターにオンライン登録していただくようお願いします。ご登録いただくことにより、健康観察センターでの相談対応や物資の支援等を受けることができます。



※ 療養期間終了後も2～3日間は感染リスクが残存することから、高齢者等ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を避ける、マスクの着用など自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。



自宅療養のご案内

- 発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いします。
- 発熱等の症状がある場合は、体調悪化を防ぎ感染拡大を防ぐためにも、出勤、外出等の人との接触（受診を除く。）は控えてください。また、新型コロナは、無症状でも他者に感染させてしまうリスクがあるため、体調の異変がいったんおさまった場合でも、混雑した場所への外出やマスクなしでの会話など、リスクの高い行動は控えてください。

感染警戒レベル5の発出に伴うお願い

(「医療非常事態宣言」発出中であることから、全県に適用します。)

「感染しない。感染させない。」ことを心がけてください

○重症化リスクが高い方等は最大限の警戒を

重症化リスクが高い方※ 及びその同居者・身近で接する方は、新型コロナウイルスを最大限警戒してください。マスクを外しての会話や換気が不十分な場所等、感染リスクの高い場面・場所を最大限避けてください。

※65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦など

○新型コロナ及びインフルエンザワクチンの接種検討を

医療現場の負担軽減のためにも、この機会に接種の検討をお願いします。

特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方等には、新型コロナウイルスワクチンの接種を強く推奨します。

体調に異変を感じたら次のように対応してください

- ・重症化リスクが高い方、子どもや妊娠している方は、診療・検査医療機関等へ相談の上、速やかに受診してください。
- ・重症化リスクが低く、軽症の方は、できるだけ検査キット(薬事承認された抗原定性検査キット)による自己検査をお願いします。
- ・発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ、薬局等で新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等を購入し、自己検査やセルフケアに備えていただくようお願いします。

感染拡大に歯止めがかからず、医療のひっ迫が深刻になった場合には、行動を一定程度制限する要請を行うことも視野に入れざるを得なくなります。こうした事態を回避するためにも、ご理解ご協力をお願いします。

「新型コロナ第8波克服」県民共同宣言にご賛同ください

新型コロナウイルスの第8波により陽性者が激増し、医療への負荷が急激に高まっていることから、長野県では医療非常事態宣言を発出しています。

冬場は心筋梗塞や脳卒中の患者が増える傾向にあることから、新型コロナの感染拡大や季節性インフルエンザとの同時流行により医療がひっ迫し、新型コロナを含むさまざまな疾病等により医療を必要とする方が、適切な受診・治療を受けられず、本来救えるはずの命が救えなくなるという状況は絶対に回避しなければなりません。あわせて、コロナ禍による消費低迷や物価高騰等により、苦境にある地域経済を支えていかなければなりません。

そこで、私たちは、ここに「**新型コロナ第8波克服**」県民共同宣言を発出し、以下の取組を徹底し、自らの組織内に周知するとともに、宣言への賛同を広く呼び掛けて参ります。

- 1 高齢者をはじめ重症化リスクが高い方を守ります
- 2 新型コロナワクチンの接種に協力します
- 3 社会経済活動をできるだけ維持します
- 4 基本的な対策を怠りません
- 5 誹謗中傷や差別的言動は、絶対に許しません

企業、団体、個人の皆さまにおかれても、ぜひこの趣旨をご理解いただき、共に宣言者となって、自分自身を守り、大切な人を守り、社会を守り、この危機を乗り越えましょう。

令和4年11月22日

発出者

長野県市長会、長野県町村会、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会、
長野県看護協会、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、
長野県商工会連合会、長野県農業協同組合中央会、日本労働組合総連合会長野県連合会、
長野県PTA連合会、長野県高等学校PTA連合会、長野県私立高等学校PTA連合会、
長野県養護学校PTA連合会、長野県教育委員会、長野県議会、長野県

「新型コロナ第8波克服」県民共同宣言

私たちは、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めをかけ、医療のひっ迫を防ぐとともに、社会経済活動を維持しながら第8波を克服するため、以下の取組を率先して行います。

1 高齢者をはじめ重症化リスクが高い方*を守ります

- 重症化リスクが高い方と身近に接する際は、感染させないよう最大限注意します
- 発熱等の症状があるとき
重症化リスクが高い場合：医療機関へ相談の上、速やかに受診します
重症化リスクが低い場合：自己検査や軽症者登録センターの活用、自分自身での体調管理により、医療への負荷軽減に協力します

*重症化リスクが高い方：65歳以上の高齢者、基礎疾患・喫煙歴がある方、妊婦、肥満（BMI30以上）の方など

2 新型コロナワクチンの接種に協力します

- 前回接種から3か月経過したら、オミクロン株対応ワクチンの接種を積極的に検討します
- 季節性インフルエンザワクチンの接種もあわせて検討します

3 社会経済活動をできるだけ維持します

- 節度を守り感染防止の工夫をしながら社会経済活動の維持に努めます

4 基本的な対策を怠りません

- 「感染しない、感染させない」ことを強く意識し、十分な換気、会話の際のマスク着用、手指消毒等の対策を徹底します
- あらかじめ新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬を準備します

5 誹謗中傷や差別的言動は、絶対に許しません

6 私たちの取組

事業者、個人で主体的に取り組む内容を記載ください

- 冬季は換気がしにくくなることを認識し、効果的に換気を行います
- 時差勤務やテレワークを活用し、事務所に在席する人員を減らします など

宣言者名 _____